

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	建設業許可番号
株木・ストウ 特定建設工事共同企業体 代表構成員 株木建設株式会社	茨城県水戸市吉沢町3 1 1 - 1	—

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可,「2-」は茨城県知事許可,「3-」は他
県知事許可業者番号を表す。業者番号「4-」は茨城県建設コンサルタントの有資格
業者番号,「5-」は県外建設コンサルタントの有資格業者番号を表す。

2 指名停止措置期間

令和8年9月15日 ～ 令和8年10月14日(1箇月間)

3 指名停止措置の適用範囲

ひたちなか市が発注する工事等

4 事実概要

株木・ストウ特定建設工事共同企業体は、本市等(上下水道局)発注の高場
雨水4号幹線管きょ布設工事(R6国補公下雨第2号)において、令和8年7
月29日、安全管理上の指導が徹底されていなかったため、作業員が人力ブ
レーカーを用いコンクリート(支圧壁)破砕作業中、先端が噛み込んだ際に、
無理な引き抜き操作を行い、転倒して取壊し済みのコンクリート殻に左足を強
打し、作業員が重傷を負う事故を発生させた。

5 指名停止理由

「ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱」第2条別表第1
に掲げる(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)第7項(3)
に該当するため。

〈ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱 別表第1〉

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切 であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさ せたと認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 工事等関係者に複数の死亡者を生じさせたとき。	2月以上4月以内
(2) 工事等関係者に死亡者を生じさせたとき。	2月
(3) 工事等関係者に複数の負傷者を生じさせたとき、又は 重傷者が生じたとき。	1月以上2月以内
(4) 工事等関係者に負傷者(軽傷)を生じさせたとき。	2週間

問 い 合 わ せ 先

ひたちなか市総務部契約検査課
ひたちなか市東石川2丁目10番1号
電話 029-273-2457

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	建設業許可番号
株木建設株式会社	茨城県水戸市吉沢町3 1 1 - 1	1-000003

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可,「2-」は茨城県知事許可,「3-」は他県知事許可業者番号を表す。業者番号「4-」は茨城県建設コンサルタントの有資格業者番号,「5-」は県外建設コンサルタントの有資格業者番号を表す。

2 指名停止措置期間

令和8年9月15日 ～ 令和8年10月14日(1箇月間)

3 指名停止措置の適用範囲

ひたちなか市が発注する工事等

4 事実概要

株木・ストウ特定建設工事共同企業体は、本市等(上下水道局)発注の高場雨水4号幹線管きょ布設工事(R6国補公下雨第2号)において、令和8年7月29日、安全管理上の指導が徹底されていなかったため、作業員が人力ブレーカーを用いコンクリート(支圧壁)破砕作業中、先端が噛み込んだ際に、無理な引き抜き操作を行い、転倒して取壊し済みのコンクリート殻に左足を強打し、作業員が重傷を負う事故を発生させた。

5 指名停止理由

「ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱」第2条別表第1に掲げる(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)第7項(3)に該当するため。

〈ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱 別表第1〉

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 工事等関係者に複数の死亡者を生じさせたとき。	2月以上4月以内
(2) 工事等関係者に死亡者を生じさせたとき。	2月
(3) 工事等関係者に複数の負傷者を生じさせたとき, 又は重傷者が生じたとき。	1月以上2月以内
(4) 工事等関係者に負傷者(軽傷)を生じさせたとき。	2週間

問 い 合 わ せ 先

ひたちなか市総務部契約検査課
ひたちなか市東石川2丁目10番1号
電話 029-273-2457

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	建設業許可番号
ストウ工業株式会社	茨城県ひたちなか市田彦1020-28	2-003124

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可,「2-」は茨城県知事許可,「3-」は他
県知事許可業者番号を表す。業者番号「4-」は茨城県建設コンサルタントの有資格
業者番号,「5-」は県外建設コンサルタントの有資格業者番号を表す。

2 指名停止措置期間

令和8年9月15日 ～ 令和8年10月14日(1箇月間)

3 指名停止措置の適用範囲

ひたちなか市が発注する工事等

4 事実概要

株木・ストウ特定建設工事共同企業体は、本市等(上下水道局)発注の高場
雨水4号幹線管きょ布設工事(R6国補公下雨第2号)において、令和8年7
月29日、安全管理上の指導が徹底されていなかったため、作業員が人力ブ
レーカーを用いコンクリート(支圧壁)破砕作業中、先端が噛み込んだ際に、
無理な引き抜き操作を行い、転倒して取壊し済みのコンクリート殻に左足を強
打し、作業員が重傷を負う事故を発生させた。

5 指名停止理由

「ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱」第2条別表第1
に掲げる(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)第7項(3)
に該当するため。

〈ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱 別表第1〉

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切 であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさ せたと認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 工事等関係者に複数の死亡者を生じさせたとき。	2月以上4月以内
(2) 工事等関係者に死亡者を生じさせたとき。	2月
(3) 工事等関係者に複数の負傷者を生じさせたとき、又は 重傷者が生じたとき。	1月以上2月以内
(4) 工事等関係者に負傷者(軽傷)を生じさせたとき。	2週間

問 い 合 わ せ 先

ひたちなか市総務部契約検査課
ひたちなか市東石川2丁目10番1号
電話 029-273-2457